SmartHR

税理士直伝! これで安心、 年末調整の豆知識



監修者プロフィール

税理士法人NGI 代表社員 永井英理子

法人税・所得税・相続税の総合的なコンサルティングを展開するとともに、 資産家やオーナー経営者の相続・事業承継業務を展開しております。

年末調整が変わる!税制改正による4つの変更点

平成30年度税制改正により、2020年から年末調整の方法が大きく変わります。 基礎控除や給与所得控除の変更点および、新設される所得金額調整控除などについてまとめました。



POINT 1

基礎控除の引き上げ

基礎控除の額は、これまで38万円でしたが、2020年からは48万円になります。ただし、これまでは所得にかかわらず定額でしたが、改正後は合計所得金額に応じて段階的に減少していきます。

POINT 2 給与所得控除の引き下げ

給与所得控除額は、年収に応じて10万~25万円の引き下げになります。具体的には給与収入850万円以下の人は一律10万円の引き下げですが、給与収入850万円超の人は給与収入額に応じて最大25万円の引き下げとなります。

公と笑の切る 公 だ「A]	給与所得控除額		
給与等の収入金額 [A]	2019年 (令和元年) 分まで	2020年(令和2年)分以降	
162.5万円以下	65万円	55万円	
162.5万円超180万円以下	A×40%	A×40%-10万円	
180万円超360万円以下	A×30%+18万円	A×30%+8万円	
360万円超660万円以下	A×20%+54万円	A×20%+44万円	
660万円超850万円以下	A × 100/ ⊥ 120 ∑ ⊞	A×10%+110万円	
850万円超1,000万円以下	A×10%+120万円	105下四(上阳郊)	
1,000万円超	220万円(上限額)	195万円(上限額)	

例えば、年収500万円の場合の給与所得控除額は、改正前は154万円、改正後は144万円になります。また、年収1,100万円の場合は給与所得控除額が上限に達しますが、改正前の上限は220万円、改正後の上限は195万円となり、25万円引き下げられます。

POINT 3

所得金額調整控除の創設

基礎控除の引き上げと給与所得控除の引き下げの結果、年収850万円超の人は増税となるため、子育て世帯や介護世帯への配慮から所得金額調整控除が創設されます。 所得金額調整控除は、給与等の収入が850万円超で次の3つの条件のいずれかに該当する方が対象です。

- 1 本人が特別障害者である場合
- 2 23歳未満の扶養親族がいる場合
- 3 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいる場合

<所得金額調整控除額の計算式>

所得金額調整控除額=(給与等の年間の収入金額-850万円)×10%

※ただし、年収1.000万円超の場合の「給与等の年間の収入金額」は、一律1.000万円として計算する。

所得金額調整控除によって、子育で・介護世帯で年収850万円超の人の給与所得控除額 も、すべて10万円の引き下げになります。

年末調整が変わる!税制改正による4つの変更点



基礎控除と給与所得控除の 変更点まとめ

2020年(令和2年)分からの改正点をまとめました。

基礎控除

令和元年分までの基礎控除額38万円からの、増減額を表しています。

例)+10万円(48万円) → 令和元年分までの38万円から10万円控除額が増え、48万円になります。

給与所得控除

令和元年分までの給与所得控除額から、どれだけ引き下げになるかを表しています。

例)-10万円 → 令和元年までの控除額から10万円引き下げられた額が、給与所得控除額となります。

共词	<u>甬</u>	子育で・介護世帯®		子育で・介護世帯以外					
合計所得	基礎控除	給与収入	基礎控除	給与所得控除	改正による影響	給与収入	基礎控除	給与所得控除	改正による影響
2,400万円以下 +10万円 (48万円) 2,61			-10万円	基礎控除は+10万円、給与所得控除は-10万円。よって、プラスマイナスゼロとなり、ほぼ影響なし。	850万円以下	+10万円 (48万円)	-10万円	基礎控除は+10万円、給与所得控除は-10万円。 よって、プラスマイナスゼロとなり、ほぼ影響なし。	
	2,610万円以下 +10万円 (48万円)				850万円超 1,000万円以下		−10万円~ −25万円	基礎控除は+10万円となるが、給与所得控除が -10万円超~-25万円となるため、差額分だけ増税。	
					1,000万円超 2,595万円以下				
2,400万円超 2,450万円以下	-6万円 (32万円)	2,610万円超 2,660万円以下	-6万円 (32万円)		基礎控除、給与所得控除ともに縮小するため増税。	2,595万円超 2,645万円以下	-6万円 (32万円)	25万円	
2,450万円超 2,500万円以下	-22万円 (16万円)	2,660万円超 2,710万円以下	-22万円 (16万円)			2,645万円超 2,695万円以下	-22万円 (16万円)	29/1[]	基礎控除、給与所得控除と もに縮小するため増税。
2,500万円超	-38万円 (0円)	2,710万円超	-38万円 (0円)			2,695万円超	-38万円 (0円)		

※子育で・介護世帯とは、創設される所得金額調整控除の対象となる方を指します。

<留意点>上記の表は給与所得のみの方が前提です。

給与収入について

子育て・介護世帯と子育て・介護世帯以外では給与所得控除の額が違うため、基礎控除の判定対象となる給与収入の区分が異なっています。

所得と収入の違いについて

収入から給与所得控除額を引いたものが所得です。

例) 所得金額2,400万円は子育て・介護世帯で給与収入額2,610万円、子育て・介護世帯以外で給与収入額2,595万円になります。

年末調整が変わる!税制改正による4つの変更点



POINT 4 合計所得金額要件の変更

基礎控除の引き上げと給与所得控除の引き下げを受けて、源泉控除対象配偶者等の要件が、下記のように変更されます。 例えば、源泉控除対象配偶者は、合計所得金額が85万円以下の人が対象でしたが、改正後は95万円以下の人が対象になります。

·····································	改正前2019年までの要件	改正後2020年からの要件	2020年より所得控除を受けるのに必要な書類
源泉控除対象配偶者 (合計所得金額900万円以下の給与所得者と 生計をごにしている配偶者)	合計所得金額 85万円以下	合計所得金額 95万円以下	「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の提出が必要 ※源泉控除対象配偶者に該当すれば毎月の給与の源泉徴収税額計算の際に 扶養親族等の数にカウントされる
同一生計配偶者 (給与所得者の所得制限なし)	合計所得金額 38万円以下	合計所得金額 48万円以下	障害者控除を受けるには 「 給与所得者の扶養控除等 (<mark>異動</mark>) 申告書 」の提出が必要
控除対象配偶者 (合計所得金額1,000万円以下の給与所得者と 生計を一にしている配偶者)	合計所得金額 38万円以下	合計所得金額 48万円以下	配偶者控除を受けるには 「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除 等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」の提出が必要
配偶者特別控除対象者 (合計所得金額1,000万円以下の給与所得者と 生計を一にしている配偶者)	合計所得金額が 38万円超 123万円以下	合計所得金額が 48万円超 133万円以下	配偶者特別控除を受けるには 「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除 等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」の提出が必要
扶養親族	合計所得金額が 38万円以下	合計所得金額が 48万円以下	扶養控除を受けるには 「 給与所得者の扶養控除等 (異動) 申告書 」の提出が必要
勤労学生	合計所得金額が 65万円以下	合計所得金額が 75万円以下	勤労学生控除を受けるには 「 <mark>給与所得者の扶養控除等 (異動</mark>) 申告書 」の提出が必要

※合計所得金額とは、年間の所得のことです。給与所得であれば「給与収入-給与所得控除」、事業所得であれば「売上-必要経費」の合計となります。



2020年分の年末調整 2つのポイント

税制改正によって、2020年分の年末調整にどのような影響があるのか、 2つのポイントに絞ってまとめました。

平成30年度税制改正によって変更される部分で最も大きな点は、「基礎控除が合計所得金額に応じて縮小する」ことです。

基礎控除の額を確定するために、年末調整対象者に「合計所得金額の見積額」を申告してもらわなくてはならなくなりました。

しかし、副業などで別の収入を得ていても「会社には知られたくない」と考える人は多く、正確に合計所得金額を申告してもらえないことが予想されます。

ただ、会社としては、年末調整対象者本人から申告してもらうしか確認するすべがありません。そのため、従業員や役員(以下、便宜上「従業員等」とします)に対して、制度についてきちんと説明した上で、従業員等本人から申告されたものを正しいものとして、確定申告手続きをすれば問題ないと思われます。

実際に2020年分の年末調整業務を行う際に押さえておくべきポイントは、右の2つになります。

POINT 1 基礎控除・給与所得控除の縮小による増税

- 合計所得金額(給与所得の場合は年間給与収入-給与所得控除額) が2,400万 円超の人の、基礎控除の縮小
- ・給与収入850万円超の人の、給与所得控除の縮小(子育て・介護世帯は除く)

POINT 2 提出書類の変更

2019年は下記の3点の書類を提出

- a. 給与所得者の扶養控除等 (異動) 申告書
- b. 給与所得者の配偶者控除等申告書
- c. 給与所得者の保険料控除申告書



2020年からは下記の3点の書類を提出

- a. 給与所得者の扶養控除等 (異動) 申告書 (「**単身児童扶養者」 欄が追加**)
- b. 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書
- c. 給与所得者の保険料控除申告書

※bの書式サンプルは国税庁ウェブサイト「変更を予定している年末調整関係書類(事前の情報提供)」で確認可能。書式は2019年12月に確定予定。



知っておきたい!年末調整のおさらいQ&A



当たり前のようで意外とややこしい、年末調整の基本をチェック!

- **②** 年末調整はなぜやらなければならないの?
- A 給与所得者が納める税金 (所得税と住民税) を確定させるため

給与所得者の所得税は、会社が概算額を毎月の給与から天引き(源泉徴収)して、仮払いで納めています。そのため、年末に正確な所得税額を計算し、給与から天引きした額が過大であれば還付し、天引きした額が不足であれば差額を次の給与から控除し、申告・納付を確定させます。これが年末調整です。

年末調整を行わないと、この精算が行われず、確定申告により還付または納付の手続きを行うことになります。

- ② 年末調整の対象者は?
- A 12月末に会社にいる給与所得者のうち、給与収入が2,000万円以下かつ「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出している人

給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の提出の有無で、給与から天引きする源泉徴収 税額の金額や、年末調整の有無が変わります。

給与所得者の扶養控除等(異動)申告書を提出している場合、給与支給の際に会社が徴収して納める源泉徴収税額は、「給与所得の源泉徴収税額表」の「甲欄」が適用されます(給与所得の源泉徴収税額表は、国税庁のウェブサイト「パンフレット・手引」に掲載される、「源泉徴収税額表関係」の見出しに掲示されます)。また、年末まで在籍しており、給与収入が2.000万円以下である場合、その会社で年末調整が行われます。

一方、2ヵ所勤務等により別の会社で給与所得者の扶養控除等(異動)申告書を提出している場合、提出がある会社からの給与が主たる給与となり、提出がない会社からの給与は従たる給与となります。従たる給与から徴収して納める源泉徴収税額は、「給与所得の源泉徴収税額表」の「乙欄」が適用されます。この乙欄の税額は甲欄の税額より高く設定されています。また、従たる給与を支給する会社では年末調整が行われません。給与所得者の扶養控除等(異動)申告書は、同時に2ヵ所へ提出ができず、複数の会社に勤務している場合は、いずれか1ヵ所の会社に提出します。

- ② 年末調整と確定申告の違いは?
- **A** どちらも 「納める税額を決定する」 目的は同じ

年収2,000万円以下の給与所得者は会社で年末調整を行い、年末調整対象者以外の給与所得者や個人事業主等は個人で確定申告を行うことで申告・納税を行います。 年末調整を行うことで給与所得者が個別に申告・納付する手間を省くことができます。 ただし、医療費、寄付金、雑損、住宅借入金等(初年度)の各控除を受けるには、給与所得者でも確定申告が必要です。

2つ以上の会社で働いている場合や、不動産収入や副業による報酬を得ている場合も、 確定申告が必要になります。

- **○** 会社から税務署などに提出する書類は何?
- A 税務署や市町村へ提出する書類は下記の4種
- 源泉徴収票
- 法定調書会計表
- 給与支払報告書
- 給与支払報告書総括表
- ② そもそも収入と所得はどう違うの?
- ♠ 会社員の場合、収入とは給与のこと。所得とは、収入から給与所得控除額を差し引いたもの

会社員の場合は、額面給与が収入です。1年間で得た給与、つまり年収(源泉徴収票の「支払金額」)から、給与所得控除額を差し引いたものが給与所得となります。

従業員から言われた!年末調整あるある

従業員から質問されることが多く、起こりがちな年末調整に関する問題について、 対処法をご紹介します。



控除証明書をなくした!

生命保険料控除証明書など、なくしたと言われることがよくあります。速やかに保険 会社などの発行元に連絡し、再発行の手続きをとってもらうよう年末調整対象者に 対して指示してください。

もし、再発行の手続きに時間を要する場合は、電話連絡で金額が先にわかれば教 えてもらい、その情報で年末調整を進め、控除証明書が届き次第提出してもらいま しょう。

自分で確定申告するから 年末調整の書類は出さない

「自分で行う」と言われた場合、年末調整の必要書類(2019年であれば「給与所得者の保険料控除申告書」と「給与所得者の配偶者控除等申告書」、2020年であれば「給与所得者の保険料控除申告書」と「給与所得者の基礎控除申告書 兼給与所得者の配偶者控除等申告書 兼所得金額調整控除申告書」)の提出がなかった場合は、保険料控除などの所得控除を受けずに年末調整が行われるため、還付額が少なくなることを説明しましょう。

会社側は年末調整対象者からの提出書類の不足があった場合は、提出された書類を元に年末調整するしかありません。

申告書を忘れた

いつまでも「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を出してこないケースです。まず、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の提出がない場合は、源泉徴収税額が乙欄適用(「知っておきたい!年末調整のおさらいQ&A」の「Q:年末調整の対象者は?」参照)となり、多めに源泉徴収されることを説明しましょう。その上で、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の提出を促します。それでも提出がない場合は、毎月の給与の源泉徴収税額は乙欄扱いで徴収し、年末調整も行いません。給与所得者が自分で確定申告することになります。

従業員等からの提出がないまま、情け心で源泉徴収税額を甲欄で計算したり年末 調整を行ったりした場合、税務調査が入れば、会社側がリスクを負うことになりま す。

このような事態を防ぐために、書類提出がなければ乙欄で処理することを従業員等に伝え、会社としての業務を遂行しましょう。

マイナンバーがわからない

マイナンバーを印字した住民票の写しを取得・提出してもらいます。マイナンバーの記載は法令で定められた義務です。マイナンバーの提供を拒否された場合は、「求めたけれど提供してもらえなかった」旨の記録を残し、会社側の単なる義務違反でないことを明確にしておきましょう。その上で、マイナンバー部分は空欄のまま、年末調整の手続きを進めます。

年末調整担当者必見! スケジュールカレンダー

年末調整の予定を把握して業務に備えましょう。 10月中旬から準備を始めて1月の書類提出まで、カレンダー形式でまとめました。



ざっくり年末調整スケジュール

10月

《中旬以降》 年末調整準備開始

・ 年末調整対象者の確認

・10月末から11月上旬頃、税務署から郵送される書類一式を準備

11月

《中旬》 従業員等へお知らせ(中途入社の方への前職の源泉徴収票の回収も呼びかけ)

書類の配布

《中旬~下旬》 配布書類の回収、従業員等ヘリマインド

※各年末調整対象者が年末調整に必要な情報を準備

2019年の配布書類	2020年以降の配布書類
給与所得者の扶養控除等 (異動) 申告書	給与所得者の扶養控除等 (異動) 申告書
給与所得者の保険料控除申告書	給与所得者の保険料控除申告書
給与所得者の配偶者控除等申告書	給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

ポイントは11月中旬の各種書類配布と回収です。あまり早めに配布すると、忘れられたり、なくされたりする可能性が増えます。

配布から回収までを1週間前後と短期集中で行い、11月下旬は従業員へのリマインドや再提出などの期間にあてましょう。

12月

《上旬》 回収書類のチェックと入力

《中旬》 身上異動届・勤怠情報・変動手当などの収集

給与日前までに給与・社会保険料・源泉所得税などを集計

年末調整の計算

1月

《10日まで》 源泉所得税の納付

※源泉所得税の納期の特例の適用を受けている会社は20日まで

《31日まで》 税務署に法定調書合計表を提出

各市区町村に給与支払報告書を提出

年末調整書類をチェックするときのポイント

年末調整の書類は下記の点に気を付けて、効率良くチェックしましょう。

昨年から住所変更はしていないか

扶養家族の変更はないか (年内に婚姻・離別、出産など状況が変わっていないか)

扶養家族の年末の所得が所得控除の所得要件を満たしているか

年末調整対象者本人の合計所得金額を確認したか(配偶者控除・配偶者特別控除の適用の有無と控除額を再度確認)※2020年からは基礎控除の額にも影響する

保険料控除申告書に控除証明書等の金額が正しく転記されているか

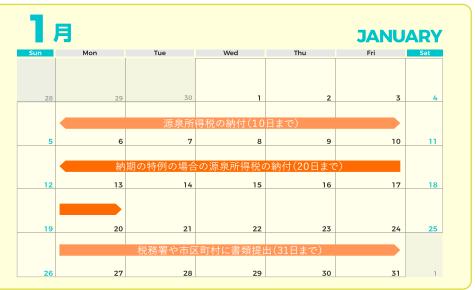


年末調整担当者必見! スケジュールカレンダー









年末調整担当者用 書類チェックシート

年末調整作業を進めるにあたってのチェックシートをご用意しました。



CHECK 1

年末調整の事前準備

本年の年末調整を受ける対象者を「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」で確認した

本年の中途入社者から、本年分の「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」および、 前職の本年分「給与所得の源泉徴収票」を回収した

年末調整に必要な書類は全て揃っているかの確認と、書類にすべて記名・捺印がされているかの確認をした

【2019年の必要書類】

- ・給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
- ・給与所得者の配偶者控除等申告書
- ・給与所得者の保険料控除申告書

【2020年以降の必要書類】

- ・給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
- ・給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書
- ·給与所得者の保険料控除申告書

снеск3

税額計算・納付

賞与や未払給与などの集計をした

中途入社者について、前職分の給与とその徴収税額、社会保険料等の集計をした

所得税徴収高計算書(納付書)の「年末調整による不足税額」「年末調整による超課税額」に、年末調整結果を正しく転記した

POINT <mark>4</mark>

源泉徴収票・給与支払報告書の作成・提出

税務署に提出する「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」に合計を記載した

税務署に提出する「給与所得の源泉徴収票」の対象者を確認した

市区町村へ提出する「給与支払報告書の総括表 | を作成した

市区町村へ提出する「給与支払報告書」の対象者を確認した

「給与所得の源泉徴収票 | 「給与支払報告書 | を、期日までに提出・交付した

CHECK 2

所得控除の適用確認

社会保険料控除

保険料の支払いを証明できる各種書類が、添付されているか確認した

年末調整対象者本人が支払った保険料か確認した

生命保険料控除

控除証明書が添付されているか確認した

年末調整対象者本人が支払った保険料か確認した

地震保険料控除

控除証明書が添付されているか確認した

配偶者控除・扶養控除等

本年中に、配偶者や親族に変更(異動)があった人は、異動申告をしているか確認した

配偶者控除を受ける場合、年末調整対象者本人の合計所得金額は、1,000万円以下か確認した

障害者控除・寡婦控除・勤労学生控除

障害者に該当する(人がいる)場合、区分が正しいか確認した

寡婦・特別の寡婦・寡夫・勤労学生に記載があるか確認した

配偶者特別控除

年末調整対象者本人の合計所得金額は、1.000万円以下か確認した

配偶者の合計所得金額は、38万円超123万円以下(2020年からは48万円超133万円以下)か確認した

住宅借入金等特別控除

金融機関発行の「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」が添付されているか確認した

「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」の記入と添付されているか確認した

※本記事掲載の情報は、すべて2019年9月現在のものです。